

収入により控除や負担が変わる

- 100万円超**
住民税の負担
- 103万円超**
所得税の負担
夫が配偶者控除を受けられない
- 106万円超**
2016年10月
社会保険料の負担
- 130万円超**
社会保険料の負担
- 141万円超**
夫が配偶者特別控除を受けられなくなる



- 【2016年10月施行の社会保険適用対象】
- 勤務時間が週20時間以上
 - 1カ月の賃金が8.8万円(年収106万円)以上
 - 勤務期間が1年以上見込み
 - 勤務先が従業員501人以上の企業
 - 学生は対象外

手取りが減っても
メリットあり

2016年10月から「106万円の壁」ができます。今までは年収が130万円未満であれば妻に社会保険料(健康保険料、年金保険料)の負担は発生しませんでした。一定の条件で働く場合は106万円を超えると社会保険料の負担が発生します。給与の額に応じて天引きされるため、手

取り収入が少なくなります。しかし、自分で社会保険料を負担することで、社会保障が手厚くなります。例えば長期間会社を休んだ場合などに「傷病手当金」がもらえることや、老後の年金、障害の状態になったときの年金などが手厚くなるなど、医療と年金の社会保障の上乗せのメリットも見逃せないポイントです。

ワンポイントアドバイス

目先の手取り収入だけにこだわらず、将来の収入や手厚くなる社会保険の内容にも目を向けてみましょう。「106万円の壁」にもみられるように、今後の女性の社会進出を促すさまざまな政策がとられていくことも考えられます。一面からだけでなく、長期的な収入や年金の仕組みも視野に入れて考えていくと収入を増やすメリットは大きいと思えます。

公的な医療保険など知っておくこと

公的な医療保険などが手厚くなることを理解して、公的な保障でまかなえていない部分はもう一度見直し、無駄がみつければ、その分の保険料を貯蓄にまわすこともできます。給与所得者の場合、年金保険料や健康保険料などは半分会社が負担してくれるため、社会保険料の負担が軽減される仕組みがあります。老後、公的年金を受給するようになったときに自分で厚生年金に加入していれば、国民年金と厚生年金と両方から年金がもらえるため老後の年金は手厚くなります。

普及員募集

- 担当エリアはお住まいの周辺地区
- 福岡市
・城南区
・博多区
太宰府市、筑紫野市
大牟田市
粕屋町、宇美町
- 北九州市
・八幡西区
・門司区
宗像市、福津市
古賀市、新宮町

直行・直帰「家庭の行事等を優先できる」お仕事です!

- 業務内容** 担当地区の各家庭へパンフレットのお届け、共済制度の説明をしていただきます。
- 募集内容** 自動車、バイクなどを運転できる方。他のお仕事(パート等)との兼業不可。
- 業務報酬** 当組合規定(業務委託手数料)による支払いとなります。◎詳細については説明会にてご案内いたします。
- 時 間** 9:00~17:00の間で約5時間程度、月20日~22日程度
- 応募方法** まずは履歴書(写真貼付・職歴明記)をご郵送ください。書類選考の上、詳細をご連絡いたします。◎お送りいただいた個人情報は当組合で厳重に管理し、採用専攻の目的のみに使用させていただきます。

福岡県民共済生活協同組合

〒812-8680 福岡市博多区錦町4-5
☎092(261)5551

詳しいお申し込みは 福岡県民共済

ファイナンシャルプランナーが解説

年収103万円の壁を超えて働かない方がおトク?

パートなどで給与収入を得る際に気にしている人も多い年収103万円の壁。仕組みをしっかりと理解することで働き方も変わってきます。

監修

世継祐子さん
ファイナンシャルプランナー
がん情報ナビゲーター



福岡県出身。久留米市立での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」(特定のがん情報ナビゲーター)の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。
http://www.ff-fukuoka.com

Q 103万円以内で働く方がいいの?

子どもが小学校に入り時間もできるので、家計の収入を増やすため働くことも考えています。「103万円の壁」などを耳にしますが、仕組みがイマイチわかりません。

福岡市在住 36歳女性



パートで働くときは103万円以内の所得で働いた方がいいと聞かれた方もいると思いますが、その前にまずは扶養の仕組みを理解しておくことが大切です。扶養家族とは、自分が養育(扶養)しなければいけない家族のこと。この扶養家族がいるかないかで、税金や年金、健康保険などいろんな面が変わってきます。



※2016年4月時点、今後も制度が変更される可能性があります。

「扶養」の仕組みを理解しておくことが大切

配偶者がいる人が受けられる控除に、「配偶者控除」と「配偶者特別控除」があります。配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合に適用される控除で、38万円を超え76万円未満の所得の場合は配偶者特別控除が受けられます。

そもそも「103万円の壁」とは

年収がパートなど給与収入のみの場合、年収103万円を超えないければ所得税がかからないので、103万円を超えないように労働時間を調整する人も少なくありません。これがいわゆる103万円の壁です。パート収入の給与所得には、経費として最低でも65万円の給与所得控除(収入により給与所得控除額は変わりますが)が認められています。上記の計算式のように38万円が妻の所得控除後の合計金額となり、夫は配偶者控除を受けられるため収入から配偶者控除額38万円が控除されま(70歳以上の老人控除対象配偶者の場合は48万円)。妻の給与収入が103万円を超えると夫は配偶者控除を受けることはできません。ただし、141万円を超えなければ、配偶者特別控除は受けられます。配偶者特別控除は妻の所得に応じて夫は段階的に38万円までの控除が受けられます。

※夫の合計所得が1000万円以下の場合など条件あり